

講習会情報

11月21日(水) 当所3階会議室にて、午後2時より、中島 由雅 氏(中央税務会計事務所)を講師に、消費税軽減税率対策事業セミナー「消費税の軽減税率とインボイス制度対策」を開催しました。

平成31年10月1日から、消費税率引き上げと軽減税率の導入が始まることはほぼ確実になっており、消費税の使途や転嫁の仕組み、10%施行後の判定について説明されました。

平成35年10月1日から始まるインボイス方式については、免税事業者からの取引は仕入控除ができなくなるため、小規模事業者にとっては受難の時代がやってくるとのことで、消費税増税前に情報を取り入れ対策を打つ、「知って備える」ことが重要であると説明された。

受講者は熱心にメモを取りながら聴講し、講習後には質問もあるなど、押し迫る消費税率引き上げと軽減税率導入に向けての関心の高さがわかる講習会となりました。



補助金のご案内

消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金の制度が大幅拡充されました。
レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

ポイント チェックしよう！

- ☐ 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等を確認する。
- ☐ 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（※）
※ 旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。（平成31年1月1日から適用）

補助率：原則 3 / 4（※①、②）

※① 3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5 補助

※② 平成31年1月1日から適用

補助上限：1台あたり20万円（※③）、券売機40万円（※④）

※③ 商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイント チェックしよう！

- ☐ システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等を確認する。
- ☐ 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3 / 4（※ 平成31年1月1日から適用）

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

150万円（※請求書管理システム）

※ 平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

小規模事業者の経営改善に専門家が改善提案を行う「エキスパートバンク」のご利用を！

マル経融資(担保・保証人不要)のご案内

日本政策金融公庫制度の中に、小規模事業者経営改善資金(通称 マル経)と呼ばれる制度がございます。下記内容をご覧の上、事業資金調達にお役立て下さい。

ご融資額	2000万円	
ご融資期間	運転資金	設備資金
	7年以内(据置期間1年以内)	10年以内(据置期間2年以内)
担保・保証人	不要	
申込条件	ア. 従業員数は小売業・卸売業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く) <u>5人以下</u> 製造業・その他の業種で <u>20名以下</u> であること イ. 事業に係る税金はすべて完納していること ウ. 同一地区内で1年以上事業を営んでいること エ. 商工会議所の実施する経営指導を受けていること	
	個人事業主	法人
必要なもの	ア. 確定申告書・決算書2年分 イ. 所得税・住民税の領収書または納税証明書	ア. 確定申告書・決算書2期分 (決算後6ヶ月以上経過している場合は直近の試算表も必要です。) イ. 法人税・事業税・法人住民税の領収書または納税証明書 ウ. 初めての利用、または完済後1年以上経過している場合は「登記事項全部証明書」が必要です。
	・設備資金の申込については、見積書・カタログのコピーが必要です。 ・不動産を所有している場合は、「固定資産名寄台帳の写し」もしくは「固定資産税納付通知書」のコピーが必要です。(個人・法人不問)	

業種によっては営業に関する許認可証等の写しを頂くことがございます。詳しくは商工会議所まで。

▽金利情報▽ 主な融資制度の金利のご案内

平成30年12月28日現在

日本政策金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業 小口資金融資制度	
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・保証人の有無により金利変動)	2.06% ～2.65%	中小企業 振興資金	1年以内 1.8%	小口 資金	1年以内 1.8%
			1年超3年以内 2.0%		1年超3年以内 2.0%
			3年超5年以内 2.1%		3年超5年以内 2.1%
小規模等経営改善資金 [通称:マル経資金] (無担保・無保証人)	1.11%		5年超7年以内 2.3% または変動金利		5年超7年以内 2.3%
			7年超10年以内 2.4% または変動金利		
国の教育ローン	1.78%		10年超 変動金利		南さつま市より保証料の補助制度が利用できます。

※日本政策金融公庫・県制度資金については「南さつま市利子補給補助金制度」をご利用いただけます。

詳しくは、商工会議所(電話:53-2244)にご確認ください。

確定申告はお早めに!

平成30年分の所得税・消費税(個人事業所)の確定申告の時期になりました。

所得税の申告・納税は3月15日(金)まで、
個人事業所の消費税・地方消費税の申告・納税は4月1日(月)までです。

決算書や申告書の書き方、記帳などでお分かりにならないことがありましたら、商工会議所にお気軽にお尋ねください。

